

資料 1

現職教員の方で 平成25年度末に
満35歳、満45歳、満55歳 の方は
平成26年1月31日まで に免許更新手続きが必要です！

大阪府
教育委員会
からの
お知らせ

現職の教員（教諭、常勤・非常勤の講師など）には免許状更新講習の受講が義務付けられています。「有効期間の満了の日」の記載のない免許状を所持する方は、生年月日等によって「修了確認期限」が設定され、更新講習の受講期間・修了確認申請期間が割り振られています。

※教員免許更新制が実施される前の平成20年度までに授与された教員免許状を1種類でもお持ちの方の免許状には、更新制実施後も有効期間は設定されず、有効期間の満了の日の記載はありません。

大学が発行する「講習履修証明書」があっても免許更新したことにはなりません

教員免許状の更新は、①所定の期間内に大学等で免許状更新講習を受講し、②受講した大学等が発行する「講習履修証明書」を添付して、府教育委員会に「更新講習修了確認」を申請、という一連の流れを行っていただく必要があります。

申請は修了確認期限の2か月前までに

「第4グループ」の方の場合、更新講習修了確認の申請期限は、平成26年1月31日です（※）。

「更新講習修了確認」の申請をしていただかない場合には、同年3月31日をもって免許状は失効し、教員を失職することになります。失効した免許状は府教育委員会に返納していただきます。

なお、「免許状更新講習免除」や「修了確認期限延期」ができる場合があります。

免除や延期ができる事由に該当している場合、自動的に免除または延期がされるのではなく、府教育委員会に免除または延期の申請をする必要があります。「第4グループ」の方の申請期限は平成26年1月31日です（※）。

免除申請ができる事由や、延期申請ができる事由は定められていますので、それぞれの事由に該当するかどうかは、下記の大阪府ホームページでご確認ください。

「第5グループ」の方も計画的に受講を

「第5グループ」の方も、現在、受講期間中です。「第5グループ」の方の更新講習修了確認等の申請期限は平成27年1月31日（※）ですので、計画的に受講してください。

「第4グループ」の方の生年月日
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日
昭和43年4月2日～昭和44年4月1日
昭和53年4月2日～昭和54年4月1日

「第5グループ」の方の生年月日
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日
昭和44年4月2日～昭和45年4月1日
昭和54年4月2日～昭和55年4月1日

教員免許更新制の手続のおおまかな流れ

各大学等に受講申込み

更新講習を受講（30時間以上）

※1～2か月かかることがあります。

大学等が履修証明書を発行

※修了確認期限の2か月前までに申請

府教育委員会に更新講習修了確認の申請

府教育委員会が
『更新講習修了確認証明書』を発行

（※）栄養教諭免許状をお持ちの方については、別の期限とされている場合があります。

お問い合わせ先

大阪府教育委員会事務局 教職員室 教職員企画課 免許グループ

電話番号 06-6944-6180

ホームページURL <http://www.pref.osaka.jp/kyoshokuink/kousinsei/>（更新制全般について）

<http://www.pref.osaka.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=5414>（教員免許更新制に関する申請手続
免除または延期の事由については、↑の申請手続のページの「申請案内のリンク」から、それぞれ【免除】【延期】をクリック）